

【西和賀町】

1人1台端末の利活用に係る計画（改訂版）

1. 1人1台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」(令和3年1月)において示されている「個別最適な学び」と「協働的な学び」について、以下の学びの姿を目指す。それぞれの学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組む。

(1) 個別最適な学び

学習指導要領に示されているように、指導方法や指導体制の工夫改善により「個に応じた指導の充実を図る。また、ICT環境の活用、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め、「主体的・対話的で深い学び」を実現することにより、自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができる児童生徒を育成する。

(2) 協働的な学び

探究的な学習や体験活動等を通じ、児童生徒同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、自ら問題を発見して課題を設定し、解決していく児童生徒を育成する。

2. GIGA第1期（令和5年度まで）の総括

令和2年度に各小中学校に校内通信ネットワークを整備し、普通教室のほか一部の特別教室、体育館等に無線LANを整備した。特別支援学級の新たな設置や学校の要望に応じ、令和3年度以降一部の学校でアクセスポイントを増設した。

端末についても、令和2年度末に必要な台数を整備し、令和3年度当初から活用することができた。

授業における活用にはOS標準のソフトウェアのほか、教材等の配布や画面共有等により児童生徒の書き込みを共有できる協働学習ツールを端末整備と同時に導入し、教育活動全般での活動が見られた。令和4年度には町立小学校1校で先行して学習支援ソフトを導入し、令和5年度にはソフトの内容を見直し小学校2校で新たなソフトを導入、令和6年度には全小中学校でドリル機能を持つ同一の学習支援ソフトを導入した。同ソフトの利用は令和8年度まで継続する予定であるが、一部の学校からは見直しを求める声があり、令和9年度の更新に向け検討が必要である。

1人1台端末の活用状況は教職員の習熟度により学級及び学校によって差異があるところであり、ICT機器の活用に関する教職員研修の充実を図る必要がある。

3. 1人1台端末の利活用方策

各小中学校の情報担当職員により組織するICT担当者連絡会議を活用するなどして各学校と情報共有を図りながら更新作業を進め、児童生徒にとって充実した1人1台端末環境を引き続き維持していく。

併せて、デジタル教科書や学習支援ソフトの積極的活用など、これらICT環境の充実を前提として、1人1台端末の効果的な利活用推進に向け、次の2点に重点的に取り組む。

(1) 1人1台端末の積極的な活用

全小中学校においては、校内研修等で1人1台端末の活用について扱ってきたが、学校内でも教員による活用の差が見られ、全体での活用をさらに推進する必要がある。

また、各校の情報担当教員のICT技術の能力差から、学校によって1人1台端末の活用状況にも差があることから、GIGAスクール構想支援体制整備事業の活用などにより研修の機会の充実を図る。

また、ICT担当者連絡会議の場等を活用し、各学校の実践を共有するなどして、全校での1人1台端末の活用率の底上げを図る。

(2) 個別最適・協働的な学びの充実

ICTを活用した学習履歴や生徒指導上のデータの利活用などにより、児童生徒一人ひとりの特性や理解度、学習進度に応じた指導の個別化を進めるとともに、「自分で調べる場面」、「自分の考えをまとめ、発表・表現する場面」において、児童生徒が1人1台端末を積極的に活用できるよう具体的な事例などの情報提供を行う。

また、「教職員と児童生徒又は児童生徒同士がやり取りする場面」において協働学習ツールを活用できるよう環境を整備し、協働的な学びの充実を図る。

(3) 誰一人取り残さない児童生徒の学びの保障

不登校児童生徒、別室登校児童生徒等、様々な事情により学校での授業に参加できない児童生徒に対しては、オンラインでの授業や教育相談の実施などにより学習機会の保障を図る。

また、発達特性や障がいにより特別な支援を必要とする児童生徒については、デジタル教材の活用等により特性に応じた学習効果の向上に努める。